

第五次北本市総合振興計画後期基本計画(案) 概要

第五次北本市総合振興計画 後期基本計画の策定にあたって

総合振興計画は、北本市の最上位計画としてまちづくりの方向性を示すものであり、北本市自治基本条例第11条第1項の規定に基づき、第4条に定められた基本原則にのっとり策定するものです。

計画の位置付け

【北本市自治基本条例(一部抜粋)】

第2章 まちづくりの基本原則

- 第4条 市民及び市は、それぞれが持つまちづくりに関する情報を共有するものとする。
- 2 市民は、まちづくりの主役であることを認識し、積極的にまちづくりに参加するものとする。
 - 3 市長等は、市民の意思を市政に反映させるため、市民の参画の機会を保障するものとする。
 - 4 市民及び市は、それぞれの責務を認識し、協働してまちづくりを進めるものとする。

第4章 市政運営

(総合計画等)

- 第11条 市は、第4条に規定する基本原則にのっとり、総合的かつ計画的な市政運営を図るための基本構想及びこれを実現するための計画(以下「総合計画」という。)を策定しなければならない。

計画策定の趣旨

平成28年度に、第五次北本市総合振興計画の基本構想と、基本構想をもとにして前期基本計画を策定しました。前期基本計画では、目指すまちの姿や目標を成果指標等で具体的に提示し、市民と市とがまちづくりの方向と達成状況を共有しながら、取組を進めてきました。後期基本計画は、基本構想をもとに、前期基本計画の取組結果や社会環境の変化を踏まえ、市の抱える課題に対し、未来にわたって活力を維持するまちづくりを計画的に行うために策定するものです。

※第五次総合振興計画の体系については、別紙「第五次北本市総合振興計画の体系」を参照。

第五次北本市総合振興計画は、基本構想および基本計画ならびに別に定める実施計画で構成します。

※このたび、**後期基本計画(計画期間:令和4年度から7年度まで)**を策定します。

計画の期間と構成

		期間(年度)									
		平成				令和					
		28	29	30	31	元	2	3	4	5	6
基本構想	<p>総合的かつ計画的な行政運営を図るため、長期的な視点でまちづくりの方向性を定めるものです。 計画期間は、平成28年度から令和7年度までの10年間とします。</p>	10年									
基本計画	<p><u>基本構想において定められた政策を実現するため、必要な施策を具体化する計画</u>です。 計画期間は、前期基本計画は平成28年度から令和3年度までの6年間、<u>後期基本計画は令和4年度から令和7年度までの4年間</u>とします。</p>	前期計画 6年									
		後期計画 4年									
実施計画	<p>基本計画に示した施策・基本事業を実現するための主要事業について財政状況を踏まえて提示する計画です。 実施計画は、毎年度、向こう3年間で計画期間として、別途策定します。</p>	3年									
		3年									
		3年									

第五次北本市総合振興計画 基本構想(計画期間:平成28年度から令和7年度まで)

※このたびの策定では、基本構想の改定は行いません。

基本理念

「市民との協働による持続可能なまちづくり」

将来都市像

「緑にかこまれた健康な文化都市 ～市民一人ひとりが輝くまち 北本～」

「緑にかこまれた健康な文化都市」とは、次のようなまちの姿を表したものです。

- 市民が安心して生きがいのある生活を送っています。
- 緑と共生した環境で生活しています。
- 子どもたちが健やかに成長しています。
- 産業が創出・活性化され活力に満ちています。
- 地域の歴史と文化を生かしています。
- 持続可能な行政運営を行っています。

将来人口の目標

63,000人(令和7年度末)

人口の変化を捉えた まちづくり

人口減少とともに少子高齢化も進行しており、高齢者の増加と生産年齢人口および年少人口の減少が続くことが想定されます。そのため、総人口の減少だけでなく、**年齢構成の変化を見据えて、行政サービスや財政運営の見直しを進める必要**があります。また、昭和40年代から50年代までの人口増加期に集中的な人口流入があった地区では高齢化が急速に進んでいます。同時に年少人口の減少も進んでいるため、地域ごとの実態を踏まえてこれからのまちづくりに取り組む必要があります。

後期基本計画の方向性

基本的な考え方

第五次北本市総合振興計画前期基本計画では、市政に関わる様々な課題がある中、「人口減少への対応を図ること」を第一義的な課題に据え、取組を進めてきました。全国的に人口減少局面にある中、後期基本計画においても、基本構想に掲げる「人口の変化を捉えたまちづくり」をもとに前期基本計画と同様に、「人口減少への対応を図ること」を最優先課題に据えます。この課題に対する基本的な考え方は、**人口規模に見合う北本市ならではの生活の形を見出し、住民の幸福感を高めることを重視した市政運営を行うこと**、とします。

現在までの人口動態

昭和46年の北本団地の開発等を皮切りに住宅供給が促進された結果、昭和から平成初期にかけて人口は大幅に増加しました。その後、市街化区域の開発用地が限られてくると、住宅供給が落ち着き、開発時に移住した住民の高齢化と、進学・就学時において若年層の都市部への転出が進み、概ね社会動態および自然動態の両面から、人口の減少が進んでいます。

人口減少の主な要因

- ・大学・専門学校進学時や就職時、結婚といった節目に、都市部を中心とした他自治体へ転出する若年層が多いことが挙げられます。
- ・マイホームの購入にあたり、近隣で同世代との関係を築きやすい分譲された住宅が少なく、分譲地を求めて他自治体へ転出する子育て世帯が多いことが挙げられます。
- ・昭和年代に他自治体から多くの人が入居し、住宅都市として人口が増加してきた経緯から、北本市にバックグラウンドを持つ人が多くないため、その子世代を中心に、本市で生涯を通した住まいを持たないことや、Uターンによる転入が増加しにくい実態があります。
- ・都市計画に沿った住宅の供給については民間の開発主導で散発的になされ、人口が増加してきました。こうしたことに対し、住まい、仕事、衣・食、医療、学び等を一体として有機的に結び付け、住民の生活様式に基づき生活環境を整備・提供することにより、利便性を高めるまちづくりを、必ずしも継続的に進めることができなかったことが挙げられます。

社会環境の変化(時代潮流)

人口減少、少子高齢化の進行と地方創生

東京圏への過度な人口集中、少子高齢化に伴う人口減少が進行し、地域・経済活動の縮小や担い手不足、社会保障費の増大等が懸念されています。地域の強みを生かした移住・定住の促進、関係人口の拡大を図ることで、住民の暮らしやすい活力あるまちづくりを進めていくことが求められています。

グローバル化の更なる進展とローカル・アイデンティティの深化

グローバル化に伴う社会・経済・文化の相互作用により、国や地域の枠組みを越えた活動や行動が求められています。海外へ販路を見出す取組等が必要である一方、地域の文化や伝統に培われた価値をもとに、地域の資源を生み出すとともに磨き、市民とともに発信していく等、地域社会の発展に資する取組を進めていく必要があります。

デジタル社会(自治体等におけるDX)の実現に向けた国の方針

国は、「デジタルの活用により一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会」を目指しています。行政サービスについても、デジタル技術やデータの活用による利便性の向上と、業務の効率化が求められています。また、先端技術を産業や社会に取り入れ、付加価値の創造と社会的課題の解決を図るSociety5.0の実現を見据えた取組が重要になっています。

安全・安心に対する関心の高まり

東日本大震災以降も、地震や台風、集中豪雨などによる被害が発生しており、さらなる防災・減災の取組と、災害による機能不全を防ぐリスクマネジメントを行う必要があります。また、虐待やいじめ等の人権問題、消費者問題、防犯等の各種問題に対し、地域で見守り合い、安全・安心を確保する対策が求められています。

環境問題への取組

世界市場の拡大等により自然環境や生態系が損なわれ、地球温暖化の進行が懸念されています。国は2050年までに温室効果ガスの排出量を全体として実質ゼロにする「2050年カーボンニュートラル」を宣言し、その実現を目指しています。地域においても自然環境を守りながら、地域で経済が循環し、自律分散型の社会を形成していく取組が求められています。

多様性への関心・重要性の高まりによる共生社会への希求

一人ひとりがかつ価値観が多様化する中、地域や民族、性別・SOGI(性的志向・性自認)、障がいの有無にかかわらず、お互いの人権や尊厳を大切に、誰もが自分らしく生きるとともに、能力を発揮することのできる社会づくりを進めることが必要です。

SDGs実現へ向けた取組

2015年に国連サミットにおいて全会一致により採択された「持続可能な開発目標(SDGs)」の実現へ向けた取組を行うことが求められています。SDGsを原動力として地域の強みと資源を有効活用した取組を行うことにより、持続可能なまちづくりを進めていくことが重要です。

新型コロナウイルス感染症の世界的流行

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、徹底した予防対策を行うとともに、医療体制の充実に取り組みむことが求められています。また、コロナ禍の中では、デジタル技術の利用を中心とした新しい働き方や暮らし方が普及し、産業、教育、交流・体験活動等の様々な分野において、ウィズコロナ、アフターコロナを見据えた取組が求められています。

市の主な課題

公共施設等の適正な管理

人口が増加した時期に整備した公共施設等について老朽化が進み、今後において施設の維持管理に多額の費用が見込まれることから、次世代に負担を先送りしないために、人口規模に見合う適正な配置を進めていく必要があります。

移住の促進

東京圏に在住する人の、自然豊かな環境のある地域への移住の関心が高まっていることを受け、移住希望者を受け入れる下地をつくる必要があります。

人口減少に伴う担い手の不足

労働力が不足することに対し、市内企業等と若年層との就労マッチングの機会や、就労希望のある子育て世帯・障がい者等への就労支援を充実すること等で、市内の経済規模の維持を図ることが必要です。

災害への強度のさらなる向上

災害に強い地盤を持つ特徴をさらに生かすため、災害時においても日常生活機能を維持することができるよう、ハード・ソフトの両面から機能を充実することが必要です。

高齢者の生活課題への対応

北本市にバックグラウンドを持たず、近隣に家族が同居している人も少ないことから、今後において、一人暮らしの認知症状を持つ人や生活に困窮する人の増加が予想されます。医療・介護連携を強化するほか、介護予防に徹底して取り組み、健康の維持や地域での孤立を解消することが必要です。

ごみ焼却施設の整備

埼玉中部環境センターの焼却施設の老朽化が著しいため、新ごみ処理施設の整備を進めていく必要があります。

将来都市像の実現へ向けて

後期基本計画の基本的な考え方、社会環境の変化や市の課題を踏まえ、将来都市像を実現するための方向性を次のとおりとします。

「“みどり”豊かで災害に強いまち」 のロールモデルに！



- ・自然環境とまちの調和を図り、大宮台地の最高地点に位置し災害への日本最高水準の強度を持つ優位性を生かした住宅環境の整備に取り組みます。
- ・災害時において、社会インフラ等の機能を維持する整備に取り組むほか、地域社会や個人が一時的に独力で生き抜く術を身につける支援を行うことにより、市の総合的な災害対応力を高めていくことで、安心して暮らすことのできる環境をつくりま

ヒトの近接によりまちの活力 を生み出すこと



ヒトが自らの行動によりつながる地域社会をつくるのが、住民の幸福感を高めるとともに、若者を惹きつけるまちへとつながるとの考え方をもとに、共助や社会的包摂を醸成させる社会関係資本や、商・工・農等の産業従事者の連携強化による創造資本を高める交流等を生み出します。

暮らしやすさを追求した 都市基盤の整備



- ・住民の自立を「住民がいざというときに他に頼れる場や機能をいくつもつくり、いつでも他者に頼れる環境をつくること」と定義し、自立へ向けて、人流動向を踏まえ、移動手段、地域活動、教育活動等について住民の生活様式に沿った一体的な充実を図ることで、若者から高齢者までが暮らしやすい都市基盤を整備します。
- ・インフラストラクチャー、空き家・空き店舗、自然環境等、既存のストックの活用を図ることにより、環境に配慮した持続可能な都市基盤の整備を進めます。
- ・用途地域の見直しをはじめ、人口減少の要因を踏まえた都市計画のあり方について、検討します。

5つの強化策

将来都市像の実現へ向けた取組の実効性を高めるため、「5つの強化策」に取り組みます。

財政基盤の強化



- ・ふるさと納税、クラウドファンディングの増強のほか、新たに地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)に取り組みます。
- ・PPP(官民連携事業)を効果的に活用します。
- ・公共施設をはじめとした行政財産を適切に維持します。

ヒト・組織の強化



- ・各部署において求められる職能を明確にし、適所適材を実践します。
- ・自らがビジョンを描き複数の領域をつないで形にする人材を育成します。

クオリティの強化



- ・市民をはじめ、市民団体、国、他の地方公共団体、教育関連機関、企業、NPO等とパートナーシップを構築し、専門性を生かして質と効率を高めるマネジメントを行います。
- ・行動科学を活用します。
- ・オンライン調査等を活用して住民の考えを適宜確認します。

SDGsの推進



- ・循環型の持続可能な取組を中心に据えたSDGs推進に係る方針を策定します。

DXの推進



- ・DXに係る全体戦略を策定し、行政手続きや業務の効率化を行った上で、デジタルを活用した取組を進めていきます。
- ・データ分析スキルを持った人材を育成・確保します。

政策1「子どもの成長を支えるまち」

基本方針 子どもの健やかな成長は、明るい未来につながります。子育てをする人を支援するとともに、子どもたちが地域の中でのびのびと育つ環境を整えることにより、子どもたちの大きな成長を支えるまちを目指します。

施策	施策を取り巻く現状と課題	基本事業	取組内容	成果指標	目標値	ねらい		
1-1 子育て支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・幼児教育・保育が無償化されたことに伴い、保育ニーズが高まり保育の質を重視する人の増加が見込まれること。 ・未就学児や小・中学生が安全安心に過ごし学べる居場所を充実すること。 ・核家族、ひとり親の増加により、子育てに対する不安や負担感が増していること。 ・子育てに伴う経済的不安の軽減が、安心して子どもを産み育てていくために必要であること。 	保育サービスの充実【重点】	・通常保育の内容を充実すること。 ・多様化する保育ニーズに対応するサービスを提供すること。	市の子育て支援策が充実していると思う子育て世帯の割合	↗	安心して子どもを育てることができる環境を整備すること。		
		子どもの居場所づくり【重点】	・安全安心な環境で過ごし心身ともに健康に育つこと。					
		子育て不安の解消【重点】	・必要に応じた子育て支援サービスを受けられること。 ・子育てに関する相談体制を整えること。					
		子育ての経済的負担の解消【重点】	・各種支援制度により経済的負担を軽減すること。					
1-2 母子保健と子どもに関する医療の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・妊産婦や乳幼児の生活の質の向上や、地域の子育て資源の育成等を通して、妊娠初期から学齢期までにおいて切れ目のない包括的な支援を行うこと。 ・子どもの健康を確保するため、医療のみならず生活面を含めてサポートする「かかりつけ医」の定着を図ること。 	妊娠・出産に関する保健・医療の充実【重点】	・母体の健康を管理すること。	4か月児健診	100%	妊娠期から乳幼児期までの保健指導を充実させ、医療が必要な子どもと医療とを結びつけること。		
		子どもに関する医療体制の充実【重点】	・適切に医療が受けられること。	1歳6か月児健診	100%			
		子どもに関する保健の充実【重点】	・心身ともに健やかに育つこと。	3歳児健診	100%			
1-3 支援を必要とする子ども・家庭へのきめ細かな取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいの幼少期における発見、療育等の支援や、児童虐待防止に向けた関係機関の連携体制の強化を図ること。 ・恒常的に医療的ケアが必要な児童とその家族への支援を充実すること。 	保健・福祉・教育の連携の充実【重点】	・障がい児への幼児期から学齢期まで切れ目のない支援体制を整備すること。	障がい児福祉サービスの利用充足度	67.2%	ニーズにあったサービスの提供のため、利用充足度を把握すること。		
		障がい児福祉サービスの充実	・障がいのある児童・保護者への福祉サービス支援体制を整備すること。	栄養状態の不良な子どもの割合	3歳児	1.0%未満	健診時に子どもの生活上の課題を発見すること。	
		要配慮家庭への支援の充実	・家庭が子どもにとって安心・安全に育つ環境となっていること。	6歳児	0%			
1-4 学校・家庭・地域の連携による教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・地域に継承されている歴史・文化の学習や、社会奉仕体験のほか、スポーツ活動等を通して、子どもの主体的な学びを促進することや地域住民と子どもとの結びつきを深めることにより、家庭・地域の教育力を高めること。 ・学校運営に地域住民や保護者の声を生かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めること。 	家庭の教育力の向上	・家庭の教育力の向上により、基本的な生活習慣を身につけ、自立心を育むこと。	自分にはよいところがあると思う児童・生徒の割合	児童	76.0%	あらゆる体験や学習の機会を通して自己肯定感を高めていくこと。	
		家庭・地域との協働による学校運営の推進【重点】	・地域の方が学校行事に参加することにより、学校の教育活動を多彩で活発にすること。	生徒	73.0%			
		子どもの多様な体験・学習機会の充実	・地域において学びや体験の機会と場を充実すること。	児童	60.0%	地域における学習の機会と場の充実度を測ること。		
		青少年健全育成の推進	・地域が一体となった見守り活動等により青少年が健全に育成されていること。	生徒	60.0%			
1-5 学校教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・学習指導要領に沿って、主体的に学び、他者との対話を通して自己の考えを広げ、形成し、生涯にわたって能動的に学び続けられる力を育むこと。 ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止する対策を講じつつ、様々な工夫により学習や体験機会を確保していくこと。 ・特別支援教育を充実すること。 	確かな学力の育成【重点】	・小・中学校で学習する内容を児童・生徒が理解できていること。	学力が伸びた児童・生徒数の割合	↗	義務教育を通して基礎的な学力を向上させること。		
		豊かな心と健やかな体の育成	・基礎的な身体能力を身につけること。 ・自らの健康を適切に管理し改善すること。 ・人権教育を通して豊かな心を育むこと。				児童	74.0%
		特別支援教育の充実【重点】	・障がいのある児童・生徒に対する適切な教育を行うこと。				生徒	75.0%
		教育相談の推進	・学校生活での不安を相談できる環境を整備すること。					
		教育環境の整備	・安全に安心して学校生活を送る環境を整備すること。					

政策2「健康でいきいきと暮らせるまち」

基本方針

健康づくりや生きがいづくりの施策を推進するとともに、暮らしの安心を支える保健・医療の充実や社会保障制度の適正な運営に努め、誰もがいきいきと暮らせるまちを目指します。

施策	施策を取り巻く現状と課題	基本事業	取組内容	成果指標	目標値	ねらい
2-1 地域福祉の推進	<ul style="list-style-type: none"> 地域での孤立、引きこもり等、地域福祉課題の発見が困難な事例が多いため、行政と地域とによる重層的な支援体制により、包括的に支援する体制を整備すること。 地域での見守り体制を構築することや、担い手を確保すること。 差別や偏見、虐待の防止対策を講じることと権利擁護制度を普及すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 福祉意識の醸成 福祉に関わる人材・組織の育成 多様な交流・見守り活動の推進 重層的支援体制の構築【重点】 	<ul style="list-style-type: none"> 地域福祉活動を活発にすること。 地域福祉活動を担う人を増やすこと。 地域での関わりを豊かにして、地域での声かけや見守り活動を活発にすること。 行政と地域とが連携した相談支援体制を充実し、住民が抱える福祉課題の解決に取り組むこと。 	<ul style="list-style-type: none"> 相談した困りごとの解決が図られたと感じる市民の割合 	<ul style="list-style-type: none"> ▲ 	<ul style="list-style-type: none"> 行政や地域といった様々な支え手・担い手の支援により、困りごとの解決が図られていること。
2-2 保健・医療の充実	<ul style="list-style-type: none"> 食生活や運動習慣等により引き起こされる生活習慣病を予防する取組を促進すること。 病診連携の強化を図ること。 新型コロナウイルス感染症の感染予防策や重症化防止策を講じること。 	<ul style="list-style-type: none"> 生活習慣の改善 疾病の予防・早期発見 地域医療の充実 感染症予防・重症化防止対策の推進【重点】 	<ul style="list-style-type: none"> 市民が継続して健康づくりに取り組むこと。 疾病の予防・早期発見、早期治療ができていくこと。 医療を適切に受けられる環境を整備すること。 感染症の予防を徹底して行うこと。 予防接種を促進すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 65歳健康寿命 	<ul style="list-style-type: none"> 男性 19.00年 女性 21.50年 	<ul style="list-style-type: none"> 健康的な生活を維持すること。
2-3 高齢者福祉の充実	<ul style="list-style-type: none"> 医療、介護、介護予防、住まい、生活支援を包括的に行う体制を強化すること。 介護予防に取り組むことや、介護ニーズに対応したサービス提供体制を整備すること。 地域での孤立を防ぐこと。 	<ul style="list-style-type: none"> 生きがいと社会参加の促進 介護予防・日常生活支援総合事業の推進 包括的支援事業の推進【重点】 介護保険サービス提供基盤の整備促進 	<ul style="list-style-type: none"> 社会参加を促進すること。 市民の健康づくりを習慣化すること。 多様な主体と連携した生活支援体制を構築すること。 住み慣れた地域で生活する環境を整備すること。 サービス提供体制を整備すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 65歳以上の高齢者の要介護・要支援認定率 	<ul style="list-style-type: none"> 14.3% 	<ul style="list-style-type: none"> ニーズにあったサービスの提供のため、要介護・要支援認定の状況を把握すること。
2-4 障がい福祉の充実	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者の「親亡き後」の生活を見据えた支援を充実すること。 障がい者の雇用を促進することや、継続雇用を支援していくこと。 	<ul style="list-style-type: none"> 自立支援の推進 地域生活支援事業の充実 障がい者の就労・社会参加支援【重点】 	<ul style="list-style-type: none"> 障害福祉サービスを提供すること。 地域生活支援事業を提供すること。 就労を希望する障がい者の就労支援を行うこと。 障がい者の社会参加を促進すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 自らが主体的に生活を営むことができていると感じる障がい者の割合 	<ul style="list-style-type: none"> ▲ 	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者が安心して生活できる環境をつくること。
2-5 社会保障制度の適正な運営	<ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険の被保険者の高齢化や医療技術の高度化に伴い医療費が増加していること。 後期高齢者医療制度や介護保険制度の適切な運営のため医療費や介護給付費の適正化を図ること。 	<ul style="list-style-type: none"> 生活困窮者への自立支援 国民健康保険制度の適正な運営 後期高齢者医療制度の適正な運営 介護保険制度の適正な運営 	<ul style="list-style-type: none"> 自立へ向けた支援を行うこと。 国民健康保険制度を適正に運営すること。 後期高齢者医療制度を適正に運営すること。 介護保険制度を適正に運営すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ※この施策は、基本的に国の制度(公平な負担による社会保障制度)に基づくものであり、国の政策や社会経済状況の影響を大きく受けるため、市としての成果指標は設定していません。 		
2-6 生涯学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> 若者や働き盛りの世代が参加しやすい学習環境を提供すること。 知識や技能を持つ人が、それを生かせる環境をつくること。 地域の学習拠点で、社会・地域課題について学習する機会を提供すること。 オンライン講座等を推進するため、デジタル・ディバイドを解消すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 学習機会の充実 生涯学習施設の適切な管理と利用促進 芸術・文化事業の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 多様な学習機会を提供すること。 生涯学習施設を適切に管理すること。 芸術・文化活動を活性化すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 生涯にわたって学習に取り組んでいる市民の割合 	<ul style="list-style-type: none"> 45.0% 	<ul style="list-style-type: none"> 生涯にわたって学習することのできる機会を提供すること。
2-7 スポーツ活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症の影響により、身体を動かす機会や時間が減少しているため、安全・安心な環境においてスポーツに親しむ機会を充実すること。 	<ul style="list-style-type: none"> スポーツ機会の充実 スポーツ施設の適切な管理と利用促進 スポーツ活動の支援 	<ul style="list-style-type: none"> スポーツを行う、見る、支える機会を充実すること。 体育施設を適切に管理すること。 個人、団体のスポーツ活動を支援すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 週1回以上のスポーツ実施率 	<ul style="list-style-type: none"> 65.0% 	<ul style="list-style-type: none"> スポーツを行うことで、健康に生活する市民を増やすこと。

政策3「みんなが参加し育てるまち」







基本方針 市民が自らの責任において主体的にまちづくりに参加することを促し、市民と行政の協働によるまちづくりを推進するとともに、市民が互いに連携して共に支え合う地域活動を支援し、市民みんなでまちを育てていくことを目指します。

施策	施策を取り巻く現状と課題	基本事業	取組内容	成果指標	目標値	ねらい	
3-1 市民参画と協働の充実	<ul style="list-style-type: none"> 市民公益活動の推進に向けて、活動の担い手や専門的な知識・技術をもつ人材、活動場所の確保、市民団体・企業との連携を図ること。 公益活動をビジネス化し、良質な事業へと高めていくこと。 	市民参画の推進	・市民が市政に参画しやすい環境をつくること。		市民参画手続きに参画した人数	↗	市民の参画を推進すること。
		協働の推進	・市民と行政とが連携、協働して地域課題を解決すること。		協働により実施した事業の件数	2件	協働によるまちづくりに取り組むこと。
3-2 暮らしを支える地域活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> 地域での活動に大きな役割を果たしている自治会等の組織の維持や活性化をする具体的な方策を展開すること。 市と自治会等の市民団体が役割分担を行い、自立性を確保すること。 地域活動の拠点施設の整備や維持管理を進めていくこと。 	地域活動の推進	・市民の地域活動への参加を啓発すること。		地域活動に参加している市民の割合	↗	地域活動に参加する市民を増やし、地域を活性化すること。
		地域活動拠点の確保	・地域活動の拠点施設の整備・維持を支援すること。				
3-3 平和と人権の尊重	<ul style="list-style-type: none"> 平和の啓発について、学校教育分野や市民団体と連携し、個別の年齢層等、ターゲットを意識した事業を企画・展開すること。 多様化する社会生活を背景とした人権問題に対し、教育および啓発を推進すること。 女性の職業分野への参画、仕事と家庭の両立、地域活動への主体的な参画を支援すること。 	平和啓発の推進	・平和啓発を図ること。		あらゆる人権が尊重されているまちだと思える市民の割合	80.0%	市民が実感する人権の尊重されたまちをつくっていくこと。
		人権意識の高揚【重点】	・人権問題の正しい理解を促進すること。				
		男女共同参画の推進	・地域社会において男女共同参画を推進すること。				

政策4「快適で安心・安全なまち」


基本方針

美しい自然を守りながら、住環境や都市基盤の整備・維持管理を推進するとともに、防犯・防災の取り組みを充実させ、快適で安心・安全に暮らせるまちを目指します。

施策	施策を取り巻く現状と課題	基本事業	取組内容	成果指標	目標値	ねらい			
4-1 豊かな住環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・大宮台地の良好な地盤を生かした災害に強い住宅地を形成すること。 ・自然環境を市民共有の財産として整備・保全に取り組むこと。 ・環境負荷の少ない住まいづくりや、建築物の耐震化を図ること。 ・空き家の利活用を図ること。 ・住宅と、日常生活に必要な商業施設、医療施設等をつなぐ機能として、鉄道や路線バス等の公共交通の活用策を充実すること。 	公園の整備充実と緑地の保全【重点】	・公園の維持管理を行い緑地を保全すること。	 安全で安らげるまちなみとなっていると思う市民の割合	60.3%	豊かな住環境を整備すること。			
		良好な住環境および景観の誘導【重点】	・良好な住環境を形成すること。						
		安全で環境負荷の少ない住宅への支援	・環境負荷の少ない住宅建設を推進すること。						
		土地区画整理事業の推進	・良好な住宅市街地を形成すること。						
		鉄道輸送力の活用	・鉄道により生活の利便性を高めること。						
		市内公共交通の確保	・市内の公共交通により生活の利便性を高めること。						
4-2 バランスのある土地利用の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・コンパクト・プラス・ネットワークの考え方に立ち、徒歩圏に日常の買い物ができる店舗等を誘導することや、公共交通の利便性の高い都市形成を行うこと。 ・優良農地を保全し、農地の生産性を維持・向上すること。 ・市南部地域において商業・業務地等の更なる機能を形成すること。 	優良農地の保全	・農地を保全すること。	 ※この施策は、基本事業の取組を通して、土地利用構想に基づくゾーン別の土地利用についてそれぞれ取り組むことにより目指す姿の実現を図っていくため、施策における総合的な指標は設定していません。					
		商業・業務地等の整備【重点】	・商業・業務地の整備と集積を図ること。						
		沿道サービス施設の誘導	・沿道サービス施設を誘導すること。						
		住宅供給の促進	・住宅エリアへの住宅供給を促進すること。						
4-3 環境に優しいまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・ゼロカーボンへ向けて、再生エネルギーの活用や自立・分散型の社会を形成すること。 ・新ごみ処理施設の整備を進めること。 	脱炭素社会・循環型社会に向けた取組の推進【重点】	・再エネ利用や資源循環を推進すること。	 温室効果ガスの総排出量(市全体)	246,500 t-CO ²	温室効果ガスの排出を低減し、2050年カーボンニュートラルの実現を目指していくこと。			
		廃棄物の適正な処理の確保	・廃棄物を適切に処理すること。						
		環境衛生の推進	・快適な生活環境を維持すること。						
4-4 道路、上・下水道、河川の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・生活道路や都市計画道路の整備や改修を行うこと。 	生活道路の整備充実【重点】	・舗装や側溝の整備充実を図ること。	 道路、上下水道、河川の整備不良により発生した人身・物損の事故件数	0件	都市基盤を適切に整備することで、安全な生活環境をつくること。			
		都市計画道路の整備促進	・都市計画道路の整備を進めること。						
		公共下水道(汚水)の整備	・公共下水道(汚水)の整備を進めること。						
		雨水排水施設の整備充実	・雨水管や水路・河川の整備を進めること。						
4-5 防犯・交通・消費者対策の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・地域において自主防犯組織を組織して、自主的な防犯活動への参加促進や犯罪の未然防止を図ること。 ・インターネットを通じた個人売買等による消費者トラブルの防止対策を図ること。 	防犯・交通安全意識の高揚	・犯罪を未然に防ぐ活動を推進すること。 ・交通安全教育を推進すること。	 人口千人あたりの犯罪件数	5.0件	犯罪を減らすこと。			
		防犯環境・交通安全施設の整備充実	・防犯対策や交通安全対策を充実すること。				人口千人あたりの交通事故件数	1.70件	交通事故を減らすこと。
		安全な消費生活の確保	・消費者トラブルへの解決支援を行うこと。						
4-6 消防・防災の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・防災や災害発生に関する情報を届ける仕組みとして、ICTやIoT等の技術を活用すること。 ・地域の防災力を向上すること。 ・大規模な災害時においても、行政や地域社会等が機能不全に陥らず維持することのできる対策を講じること。 	防災減災意識の高揚	・防災意識の啓発を図ること。	 災害による負傷者数および死亡者数	0人	災害による負傷者および死亡者をゼロにすること。			
		災害時の支援体制の充実	・災害時の支援体制を整備すること。						
		地域防災力の向上	・災害時の地域等での対応力を向上すること。						
		強靱な地域社会の構築【重点】	・地域社会の機能を強化充実すること。				火災による負傷者数および死亡者数	0人	火災による負傷者および死亡者をゼロにすること。
		消防力の向上	・消防力を高めること。						

政策5「活力あふれるまち」

基本方針 各種産業の振興を総合的に推進するとともに、様々な地域資源を活用し、活力あるまちを目指します。

施策	施策を取り巻く現状と課題	基本事業	取組内容	成果指標	目標値	ねらい
5-1 農業・商業・工業の振興	<ul style="list-style-type: none"> ・市内外への製品・特産品のプロモーションを行うこと。 ・生産性の向上、働き方改革の推進、事業承継支援に取り組むこと。 ・商店会等、市内商業を活性化すること。 ・企業誘致の受け皿となる産業用地の創出に取り組むこと。 	付加価値の高い農業・商業・工業の推進【重点】	・高付加価値のものを生み出し事業規模の拡大を促進すること。	 一人あたりの域内総生産(GRP)	623万円	市内の生産額を向上させること。
		地域経済循環の推進【重点】	・地産地消や域内調達を拡大し地域内での経済循環を図ること。			
		持続可能な経営の支援【重点】	・事業継続へ向けた支援を行うこと。			
		観光の振興	・交流人口の拡大を図ること。			
		企業誘致の推進【重点】	・市内に立地する企業の増加を促進すること。			
5-2 文化財の活用・保護	<ul style="list-style-type: none"> ・文化財の教育、観光分野における活用を図ること。 ・消失、散逸のおそれのある文化財の調査・研究・保存を進めること。 ・郷土芸能の保存に取り組むこと。 	文化財の調査・研究	・文化財の調査・研究を進めること。	 文化財を見学または学習した市民の割合	25.0%	文化財を普及することで、市民の関心を高めること。
		文化財の保存・活用【重点】	・文化財を保存し活用を図ること。			
		文化財の普及・啓発	・文化財の価値を周知し住民の地域への愛着を醸成すること。			
		伝統文化の継承	・後継者の育成を図り郷土芸能を保存すること。			
5-3 就労対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所の人材確保に対する支援を行うこと。 ・地域での就労を図ること。 ・多様な働き方を選択できる社会を実現すること。 	労働環境改善の促進	・働く人の能力を発揮できる労働環境を整備すること。	 市内失業率 市内有効求人倍率	3.1%	就労対策を充実することで、失業率の低減を図っていくこと。
		職業能力開発の支援	・在勤在住就業者の自己研さん機会を提供すること。			
		雇用・就労対策の推進【重点】	・就労の機会を充実すること。		1.24倍	就労対策を充実することで、求人数の増加を図っていくこと。

政策6「健全で開かれたまち」

基本方針 市政の透明性の確保と市民の意見を「聴く」市政の実現を目指すとともに、適正に事務を執行し、限られた資源を有効に活用する効率的な行財政運営を推進します。

施策	施策を取り巻く現状と課題	基本事業	取組内容	成果指標	目標値	ねらい
6-1 市民との情報共有	・多言語化や障がいのある人への合理的配慮等、あらゆる人にわかりやすい情報の提供・発信を行うこと。	<p>情報公開の推進</p> <p>広報活動の充実</p> <p>広聴活動の充実</p>	<p>・情報公開を促進すること。</p> <p>・情報発信を充実すること。</p> <p>・広聴活動を充実すること。</p>	<p>市が公開している情報にアクセスすることができる市民の割合</p>	↗	市民が市政情報にいつでもアクセスできる環境をつくること。
6-2 適正な事務の執行	・セキュリティインシデントへの体制や対策を強化すること。 ・公契約の適正化と公共サービスの質の確保・向上を図ること。 ・若年層の投票率の向上を図ること。	<p>行政情報の適切な管理</p> <p>適正で公正な契約の執行</p> <p>適正な会計処理</p> <p>適正な選挙事務の執行</p>	<p>・行政文書を適正に管理すること。 ・個人情報の保護を図ること。 ・庁内の情報セキュリティ対策を図ること。</p> <p>・契約の適正な履行を確保すること。</p> <p>・適正に会計処理を行うこと。</p> <p>・公平公正な選挙の執行を図ること。 ・投票率の向上を図ること。</p>	<p>監査委員による定例監査の指摘件数</p>	0件	事務の執行を適正化すること。
6-3 効果的かつ効率的な行財政運営の推進	・行政評価の結果を予算等に反映した市政運営を行うこと。 ・人口や財政規模に応じた公共施設の整備を進めること。 ・DXを推進すること。	<p>成果志向に基づく行政経営の推進</p> <p>人材育成の推進と適正な人事管理</p> <p>健全な財政運営と資産管理【重点】</p> <p>歳入の確保</p> <p>自治体DXの推進【重点】</p> <p>広域行政および多様な主体との連携の推進</p>	<p>・計画的かつ効率的に事務事業を実施すること。</p> <p>・効果的な人材育成、適正な人事管理を行うこと。</p> <p>・健全に財政運営を行うこと。 ・資産管理を適切に行うこと。</p> <p>・税収を確保すること。 ・多様な形態により歳入を確保すること。</p> <p>・デジタル技術等の活用による質の高い窓口サービス、利便性の高い市民サービスを提供すること。</p> <p>・多様な主体との連携による質の高い市民サービスを提供すること。</p>	<p>施策の成果指標の達成率</p>	90.0%	総合振興計画の達成度を確認すること。

政策7 人口減少に対応するためのリーディングプロジェクト

■基本方針

今後も続く人口減少に対応していくために、各政策・施策に示した重点事業とそれを補完する新規事業とを総合的にひとつの政策と捉えて「リーディングプロジェクト」に位置付け、実効性を高めます。

プロジェクト1 「若者の移住・定住・交流促進」

若い世代の希望に合った住環境を整備・提供するとともに、同居・近居を希望する人や新婚・子育て世帯に対して効果的な支援を行い、「住みたくなるまち・住み続けたいまち」としての魅力を高めます。雇用機会が創出される環境を整え、若い世代の転出抑制・転入促進を図ります。

【取組例】

- 移住・定住・創業希望者への支援
- &greenプロジェクト(“みどり”)とともにある暮らしの魅力向上)
- 生活に合わせた居住空間の整備
- “グリーン”な取組の促進
- ・サーキュラーエコノミーの推進等
- 新たな経済活動の創出や働きやすい環境の整備
- 地域産業<産品>の洗練化
- 北本市の重層的な歴史・記憶を生かす 等

〔成果指標〕

社会増減(転入－転出) 目標値200人

プロジェクト2 「めざせ日本一、子育て応援都市」

若い世代が安心して結婚・子育てができるよう、地域で支えていく仕組みを作るとともに、医療・保育サービスの充実を図ります。これまでも注力して取り組んできた子育て環境・教育環境の整備をさらに強化し「子育てに優しいまち」として若い世代の定住化を図ります。

【取組例】

- “子育て”と“働く”の両立
- 子育て中の人への就労支援と職住近接の推進 ～“隙間時間”を工夫して～
- 質の高い保育環境の整備
- 子育て世帯への精神的・経済的負担の軽減
- コミュニティにおける学習体験
- 学び、遊び場の充実
- 安全・安心な環境の整備 等

〔成果指標〕

出生数 目標値380人